

交通遺児等育成基金は、 子供たちの未来を守ります。

交通遺児等育成基金とは

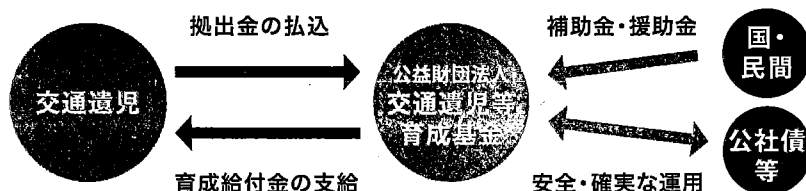
「交通遺児の生活基盤の安定を図り、子供たちの将来を少しでも明るいものにしたい」という願いから、昭和55(1980)年8月に、国と民間団体の協力によって設立され、交通遺児の育成事業が始められました。平成23(2011)年11月には(財)自動車事故被害者援護財団との合併を行い、業務内容を交通遺児等の支援事業へと拡大し、新法人(公財)交通遺児等育成基金が発足しました。

交通遺児等育成基金事業

安心 その1

お預かりした拠出金を
安全・確実・有利に
運用します。

拠出金に国や民間からの援助金を
加えて運用し、育成給付金を支給
します。



安心 その2

お子様が**満19歳**に達するまで、
年金方式で確実に
育成給付金が支給されます。

ご加入は満16歳未満(0~15歳)までできます。
たとえ15年前の事故でも、満16歳未満なら
加入は可能です。

交通遺児等支援事業

給付事業における支給の種類

- (1) 越年資金
- (2) 入学支度金
- (3) 進学等支援金
- (4) 緊急時見舞金



支給の範囲

自動車事故が原因で、主に生計を支えていた方(一般には世帯主)が亡くな
られたり、重い後遺障害を被り、生計
困窮家庭で義務教育終了前のお子様
のいる家庭が対象です。

法人の概要/事業/ご寄付等、詳しくは24-25ページをご覧ください。

公益財団法人 交通遺児等育成基金

www.kotsuiji.or.jp

☎ 0120-16-3611

スマイルズ・基金だより 2021年 春号

2021年4月16日発行

発行所 公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083

東京都千代田区麹町4丁目5番地 海事センタービル7階

フリーダイヤル 0120-16-3611 (通話料無料)

TEL: 03-5212-4511 FAX: 03-5212-4512

E-Mail: info1@kotsuiji.or.jp

交通遺児に対する支援制度のご案内

制度	機 関	対 象 者																																																									
	お問い合わせ先	中学生まで	高校生	大学生																																																							
年金制度	(公財) 交通遺児等 育 成 基 金 [交通遺児 基金事業]	拠 出 金 (加入時) <table><tr><td>0歳～4歳</td><td>5歳</td><td>6歳</td><td>7歳～8歳</td><td>9歳</td></tr><tr><td>700万円</td><td>665万円</td><td>630万円</td><td>595万円</td><td>560万円</td></tr><tr><td>10歳</td><td>11歳</td><td>12歳～12歳6ヵ月未満</td><td>12歳6ヵ月～13歳未満</td><td>13歳～13歳6ヵ月未満</td></tr><tr><td>525万円</td><td>485万円</td><td>455万円</td><td>430万円</td><td>400万円</td></tr><tr><td>13歳6ヵ月～14歳未満</td><td>14歳～14歳6ヵ月未満</td><td>14歳6ヵ月～15歳未満</td><td>15歳～15歳6ヵ月未満</td><td>15歳6ヵ月～16歳未満</td></tr><tr><td>370万円</td><td>340万円</td><td>310万円</td><td>280万円</td><td>240万円</td></tr></table> 育 成 給 付 金 (月額) <table><tr><td>0～5歳</td><td>6～8歳</td><td>9～11歳</td><td>12～14歳</td><td>15～18歳</td></tr><tr><td>32,000円</td><td>40,000円</td><td>45,000円</td><td>55,000円</td><td>70,000円</td></tr></table> 給 付 金 総 額 (満19歳に達した月までに支給される、おおよその金額) <table><tr><td>加入年齢</td><td>受取総額</td></tr><tr><td>0歳～2歳</td><td>1070万円～990万円</td></tr><tr><td>3歳～5歳</td><td>950万円～870万円</td></tr><tr><td>6歳～8歳</td><td>840万円～740万円</td></tr><tr><td>9歳～11歳</td><td>690万円～580万円</td></tr><tr><td>12歳～13歳</td><td>530万円～460万円</td></tr><tr><td>14歳～15歳11ヵ月</td><td>400万円～250万円</td></tr></table>			0歳～4歳	5歳	6歳	7歳～8歳	9歳	700万円	665万円	630万円	595万円	560万円	10歳	11歳	12歳～12歳6ヵ月未満	12歳6ヵ月～13歳未満	13歳～13歳6ヵ月未満	525万円	485万円	455万円	430万円	400万円	13歳6ヵ月～14歳未満	14歳～14歳6ヵ月未満	14歳6ヵ月～15歳未満	15歳～15歳6ヵ月未満	15歳6ヵ月～16歳未満	370万円	340万円	310万円	280万円	240万円	0～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～18歳	32,000円	40,000円	45,000円	55,000円	70,000円	加入年齢	受取総額	0歳～2歳	1070万円～990万円	3歳～5歳	950万円～870万円	6歳～8歳	840万円～740万円	9歳～11歳	690万円～580万円	12歳～13歳	530万円～460万円	14歳～15歳11ヵ月	400万円～250万円	0120-16-3611 または 03-5212-4511 http://www.kotsuiji.or.jp
	0歳～4歳	5歳	6歳	7歳～8歳	9歳																																																						
700万円	665万円	630万円	595万円	560万円																																																							
10歳	11歳	12歳～12歳6ヵ月未満	12歳6ヵ月～13歳未満	13歳～13歳6ヵ月未満																																																							
525万円	485万円	455万円	430万円	400万円																																																							
13歳6ヵ月～14歳未満	14歳～14歳6ヵ月未満	14歳6ヵ月～15歳未満	15歳～15歳6ヵ月未満	15歳6ヵ月～16歳未満																																																							
370万円	340万円	310万円	280万円	240万円																																																							
0～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～18歳																																																							
32,000円	40,000円	45,000円	55,000円	70,000円																																																							
加入年齢	受取総額																																																										
0歳～2歳	1070万円～990万円																																																										
3歳～5歳	950万円～870万円																																																										
6歳～8歳	840万円～740万円																																																										
9歳～11歳	690万円～580万円																																																										
12歳～13歳	530万円～460万円																																																										
14歳～15歳11ヵ月	400万円～250万円																																																										
給付制度	[交通遺児等 支援事業]	越年資金 1人につき ……25,000円 入学支度金 小・中学校入学時 ……50,000円 進学等支援金 中学校卒業時 ……50,000円 緊急時見舞金 死亡・災害 ……100,000円 または 50,000円																																																									
	0120-16-3611 または 03-3237-0158 http://www.kotsuiji.or.jp																																																										
貸付制度	独立行政法人 自動車事故 対策機構	<交通遺児等貸付> (無利子) 一時金(貸付当初) ……155,000円 月額 ……20,000円 入学支度金 ……44,000円 (小・中学校入学時)																																																									
	03-5608-7631 http://www.nasva.go.jp																																																										
	(公財)交通遺児 育英会		<奨学金貸与> (無利子) 入学一時金 ……20・40・60万円 から選択 月額 ……国公立・私立とも 2・3・4万円から選択	<奨学金貸与> (無利子) 入学一時金 ……40・60・80万円 から選択 月額 ……国公立・私立とも 4・5・6万円から選択																																																							
	0120-52-1286または 03-3556-0773 http://www.kotsuiji.com																																																										
	都道府県・指定 都市・市町村	都道府県、指定都市、市町村におきましても、交通遺児への援護活動に取り組まれているところがありますので、詳しくはお住まいの各自治体へお問い合わせください。																																																									
	独立行政法人 日本学生 支援機構			<第I種奨学金> (無利子) 国公立 月額(自 宅) ……45,000円 月額(自宅外) ……51,000円 私立 月額(自 宅) ……54,000円 月額(自宅外) ……64,000円 ※大学のほか、短大・専修、高専などもあり <給付奨学金> 月額 ……20,000～40,000円 (平成29年度から)																																																							
	0570-03-7240 http://www.jasso.go.jp																																																										

公益財団法人 交通遺児等育成基金

公益財団法人交通遺児等育成基金は、自動車事故により死亡した方の遺族である児童及び自動車事故により重度後遺障害が残った方の子弟である児童の生活基盤の安定を図るため、「交通遺児育成基金事業」、「交通遺児等支援給付事業」の二つの事業を行い、交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的としています。

主 な 事 業

【交通遺児育成基金事業】

☎0120-16-3611 TEL.03-5912-5300

自動車事故により死亡した者の遺族である16歳未満の児童で、所定の拠出金を払い込んだ方に対して育成給付金の支給を行っています。

●拠出金は・・・

損害賠償金などの中から、遺児一人あたり、加入年齢に応じて240万～700万円を拠出金として基金に払い込んでいただきます。

●育成給付金は・・・

加入した月の翌月から満19歳に達した月まで、年齢に応じ月額3万2千円～7万円の育成給付金が3ヶ月ごとにまとめて支給されます。

●給付金総額は・・・

最終的に受け取る育成給付金の総額は、加入した時の年齢によって異なりますが、おおよそ330万円～1,070万円になります。

●税の優遇・・・

給付金は非課税です。

●その他の給付は・・・

育成給付金の他に、遺児が満6歳、満12歳、満15歳に達し、入学や就職をするときにお祝い金として5万円、さらに、満19歳に達して給付が終了するときに3万円が給付されます。

【交通遺児等支援給付事業】

☎0120-16-3611 TEL.03-3237-0158

交通遺児又は交通重度後遺障害者の子弟（義務教育終了前）のいる家庭のうち、特に生計困難度の高い家庭に対する生活及び学業のための資金の支給事業及び、緊急時見舞金の支給事業を行っています。

●支給時期は・・・

越年資金は12月（1人2万5千円）、入学支度金は3月（1人5万円）、進学等支援金は2月（1人5万円）、緊急時見舞金（1家庭5万円又は10万円）は随時支給しています。

●特に生活困難度の高い家庭とは・・・

生計を主として支えている方が（1）所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる方、（2）地方税法の規定により市町村民税を納付しないこととなる方です。

●重度後遺障害とは・・・

自動車損害賠償保障法施行令の別表第一の第一級、第二級、別表第二の第一級から第三級までに該当する方をいいます。

※交通遺児育成基金事業加入者は、「入学支度金」、「進学等支援金」を受給することはできません。

皆様方の温かいご支援をお願いいたします

寄付金受入指定口座

振込先	みずほ銀行 新橋支店
口座名義	公益財団法人 交通遺児等育成基金
口座番号	普通預金 797345

振込先	三菱UFJ銀行 本店
口座名義	公益財団法人 交通遺児等育成基金
口座番号	普通預金 7651155

ゆうちょ銀行振替口座	通常払込料金は当基金の負担
口座記号番号	00160-9-684712、00130-2-59302
加入者名	公益財団法人 交通遺児等育成基金

※ゆうちょ銀行で送金する場合は、通常払込料金加入者負担の用紙を用意しておりますのでお申し付けください。

※当法人は公益財団法人で「特定公益増進法人」に該当しますので、当法人への寄付については税制上の優遇措置が適用できます。

個人では所得の40%又は所得税額の25%までの控除が適用され、法人では一般寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入が認められます。

法人の概要

名称	公益財団法人 交通遺児等育成基金
所在地	〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階
設立	昭和55年8月1日
基本財産	11億4千3百万円（準基本財産を含む）
出捐者	政府補助金、（公財）日本財団、（一社）日本損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、（一社）日本自動車工業会、指定信託銀行、その他

役員	会長	小幡 政人	（公財）日本海事センター会長
	副会長	馬場 健	（独）自動車事故対策機構理事
専務理事	菅野 孝一	常勤	
	常務理事	手島 和幸	常勤
理事	浦川 道太郎	（公財）交通事故紛争処理センター理事	
	栗原 浩	（公財）日弁連交通事故相談センター専任副理事長	
	入谷 誠	（一財）全日本交通安全協会専務理事	
	直江 史彦	全国町村会総務部長	
	山崎 薫	（公社）全日本トラック協会常務理事	
	佐藤 亨	全国市長会経済部長	
監事	高橋 芳則	（公社）日本バス協会常務理事	
	関根 博	全国共済農業協同組合連合会地域活動支援部長	
	岡安 雅幸	全国自動車標協協議会専務理事	